

教育委員会が所管する施設用モデル様式

※教育委員会と市長部局で様式が異なるので、ご注意ください。

(その他の部局については、こちらの教育委員会の様式に準じて作成してください。)

佐久市佐久平交流センター施設指定管理者募集要項

令和8年9月

(佐久市教育委員会 社会教育部 文化振興課)

佐久市佐久平交流センター施設指定管理者募集要項

【1】趣旨

この佐久市佐久平交流センター施設指定管理者募集要項（以下「募集要項」といいます。）は、佐久市佐久平交流センター施設（以下「本施設」といいます。）の管理運営について、公の施設として公的な使命を果たすことを前提としつつ、行財政の効率化と利用者サービスの向上を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び佐久市佐久平交流センター施設条例（平成27年佐久市条例第17号。以下「条例」という。）第3条の規定により、指定管理者の募集を行うために必要な手続き等を定めるものです。

【2】本施設の概要

1 名称・所在地

名 称	佐久市佐久平交流センター
所 在 地	佐久市佐久平駅南4番地1

2 設置目的

交流人口の創出、地域文化の振興及び地域住民の福祉の増進を図るため、佐久市佐久平交流センターを設置する。

3 本施設の規模等

建 築 構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階建
敷 地 面 積	6,000.00 m ²
延 床 面 積	3,081.41 m ²
施 設 内 容	ホール（450席）、控室4室、会議室5室、文化教養室2室 音楽室、情報研修室、視聴覚室
車 両	
建 設 年 月	平成13年2月（佐久勤労者福祉センターとして長野県が設置）

【3】本施設の管理運営に関する基本的事項

指定管理者が行う本施設の管理運営に関する基本的事項は、次のとおりです。

なお、詳細については、佐久市佐久平交流センター施設指定管理業務仕様書（以下「業務仕様書」といいます。）を参照してください。

1 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 利用の許可に関すること
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する業務のうち、佐久市教育委員会又は佐久市長のみの権限に属する事務を除き、佐久市教育委員会が必要と認める業務

2 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間の予定です。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。また、取り消しに伴う佐久市教育委員会又は佐久市の損害については、指定管理者に損害賠償を請求することがあります。

なお、この指定期間は、佐久市議会の議決が必要なため、佐久市議会の議決後に確定します。

3 本施設の利用に係る料金

(1) 利用料金制

本施設は、条例第9条の規定に基づき利用料金制を採用し、利用者が支払う利用料金は指定管理者の収入となります。利用料金の取扱いについては、次の点に留意してください。

ア 利用料金の設定

利用料金の額は、条例に定める額の範囲内で、佐久市の承認を得て、指定管理者が定めます。

イ 利用料金の減額又は免除

利用料金の減額又は免除については、条例第10条の規定に基づき、佐久市長があらかじめ定める基準により実施してください。なお、減免による利用料金収入の減収分について、本市は別途補填等を行いません。

ウ 市が条例改正により、利用料金の改定を行い、利用料金の上限額が高く設定された場合、また、利用料金の減額に関する規定の見直しにより収入増が見込まれる場合は、本市が支払う指定管理料から収入増加相当額を減額することがあります。

(2) 自主事業に係る収入

自主事業（指定管理者自らの費用と責任で自主的に行う事業で、指定管理業務ではないもの）に係る収入は、指定管理者の収入となります。

ただし、設置目的外と判断される事業については、佐久市に対して行政財産目的外使用許可申請等の申請が必要となり、市に支払わなければならない行政財産目的外使用料等が発生する場合がありますので注意してください。

4 佐久市教育委員会が指定管理者に支払う指定管理料

佐久市教育委員会は、指定管理料として、本施設の管理運営に必要な経費を毎年度の予算の範囲内で指定管理者に支払います。具体的な金額は、募集時に提出される事業計画書及び収支計画書で提案

のあった金額に基づき、佐久市教育委員会と指定管理者が協議したうえで、別に締結する年度協定で定めます。

なお、佐久市教育委員会が指定期間中に支払う各年度の指定管理料の上限額は、下表のとおりです。募集に当たり、事業計画書及び収支計画書における各年度の指定管理料は、下表の指定管理料の上限額以下の額で提案を行っていただくよう求めます。

年 度	金 額
令和 9 年度	29,000 千円
令和 10 年度	29,000 千円
令和 11 年度	29,000 千円
令和 12 年度	29,000 千円
令和 13 年度	29,000 千円

※ 実際に支払われる指定管理料は、指定管理者が応募時に提示した額ではなく、これを上限として、指定管理者と佐久市教育委員会が協議したうえで、毎年度の予算編成において確定します（年度によっては指定管理者の提示金額に満たない場合があります。）。

5 管理運営の基準

本施設の管理運営に当たっての基準は、業務仕様書を参照してください。

6 災害時の対応

(1) 予防措置

指定管理者は、防災・災害対応マニュアルを作成し、災害時の対応について職員へ周知し、必要な研修・防災訓練等を実施してください。

また、市や関係機関との情報交換を密にし、常日頃から連絡・協力体制を構築するよう努めてください。加えて、施設・設備等の点検を実施し、危険箇所の把握を行い、速やかに対処してください。

(2) 災害発生時等

指定管理者は、災害の発生又は発生するおそれがある場合は、迅速に非常配備体制を確立するとともに、利用者の安全確保・避難誘導及び施設の保全・復旧作業を行ってください。また、災害の影響を早期に除去すべく適切な処置を行い、発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努めるとともに、状況を把握し、市へ報告・相談を行うほか、必要に応じ警察署、消防署、医療機関等の関係機関や地域団体等とも協力して対応にあたってください。

なお、利用者の安全を確保するとともに、適切な措置を行うため、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、市は指定管理者が行う業務の一部又は全部の停止を命じることがあります。

7 関係法令等の遵守

本施設の管理運営に当たっては、次の関係法令等を遵守してください。

- (1) 地方自治法、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）等の行政関連法令
- (2) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等の労働関係法令
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）等の施設関連法令
- (4) 佐久市佐久平交流センター条例（平成 27 年佐久市条例第 17 号）、佐久市佐久平交流センター施設条例施行規則（平成 28 年佐久市規則第 5 号）
- (5) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、佐久市個人情報保護条例（平成 17 年佐久市条例第 16 号）
- (6) その他関係法令、例規等

8 個人情報の保護

施設を管理運営するに当たっての個人情報の取扱いについては、個人情報保護法及び佐久市個人情報保護条例を遵守してください。

【4】募集手続

1 応募資格

指定管理者に応募できる者は、指定期間中、安全かつ円滑に包括的管理ができる法人その他の団体（以下「団体等」といいます。）とします。ただし、次の事項のいずれかに該当する団体等は応募の資格がないものとします。なお、団体等は、株式会社、NPO 法人、その他任意団体等組織の形態を問いませんが、個人での応募はできません。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する団体等
- (2) 佐久市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加等停止措置要綱（平成 24 年佐久市告示第 8 号）及び佐久市物品購入等入札参加登録者に係る入札参加等停止措置要綱（平成 24 年佐久市告示第 109 号）に基づく入札参加等停止中の団体等
- (3) 佐久市、佐久市教育委員会又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から 1 年を経過しない団体等
- (4) 佐久市、佐久市教育委員会又は他の地方公共団体から指定管理者の指定の全部又は一部を停止され、停止期間満了の日から 6 か月を経過しない団体等
- (5) 税（国税、都道府県税及び市町村税をいう。次項において同じ。）を滞納している団体等
- (6) 団体等の代表者が税を滞納している団体等
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の開始の申立てがなされ、この手続が終了していない団体等
- (8) 本施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等を取り消され、その取消

しの日から 1 年を経過しない団体等

(9) 本施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の停止処分を受け、停止期間満了の日から 3 か月を経過しない団体等

(10) 次に掲げる者が、理事、取締役、監査役、無限責任社員若しくはこれらに準すべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している団体等

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条及び長野県暴力団排除条例（平成 23 年 9 月 1 日施行）第 6 条に規定する者）

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 グループでの応募

本施設のサービス向上又は管理業務の効率的実施を図る観点から必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して申請することができます。この場合は、次の事項に留意してください。

(1) グループの名称を設定し、グループ内で代表となる法人等を定めてください。なお、代表となる法人等又は構成団体の変更は原則として認めません。

(2) グループの構成団体間における管理業務に係る経費に関する連帯責任の割合等については、別途協定書等で定めてください。

(3) 構成団体のいずれかが、「1 応募資格」の（１）～（１０）のいずれかに該当する場合は、申請することはできません。

(4) グループの構成員が個々の団体として、当該管理業務に申請することはできません。

3 提出書類

申請に当たっては、次の書類を 21 部（正本 1 部、副本 20 部（副本は写しで構いません。））提出してください。

また、提出書類には、ページ番号を記載し、下記項目ごとにインデックスを貼付してください。

なお、提出書類に一部でも不備がある場合は、受理をしません。

(1) 指定管理者指定申請書（様式第 1 号）

(2) 事業計画書（様式第 2 号）

(3) 収支計画書（様式第 3 号）

(4) 団体等の概要書（様式第 4 号）

設立趣旨、事業内容のパンフレット等、法人等の概要がわかる資料があれば、合わせて提出してください。

(5) 定款、寄付行為、その他これらに類する書類

定款及び寄付行為のない団体にあつては、団体の規約等（団体の目的、事務所、資産に関する規

定等を記載した書類)

(6) 団体の役員等の名簿、その他これらに類する書類

申請日時点の団体の役員等が確認できる名簿等を提出。他の申請書類において代替可能な場合は、省略可（佐久市指定管理者制度運用指針において、「審査委員会の委員は、自らが役員等となっている団体に対する審査には参加することができない。」と定めているため。）

(7) 申請者が法人である場合は、法人の登記事項証明書

申請日前3ヵ月以内に取得したものを提出

登記のない法人の場合は、名称及び本店又は主たる事業所の所在地を証明する書類

(8) 法人でないものにあつては、代表者の住民票の写し

（※法人については、登記事項証明書に代表者の住所が記載されているため省略）

(9) 団体等の納税証明書

滞納がないことの証明（納税義務がない場合はその理由書）

① 所管税務署発行の納税証明書

- ・法人税
- ・消費税及び地方消費税

② 当該法人所在地（本店等所在地、長野県及び佐久市に係るもの）発行の納税証明書

- ・固定資産税
- ・市県民税（※特別徴収で佐久市に納付がある場合のみ。）
- ・軽自動車税
- ・法人事業税
- ・法人都道府県民税
- ・法人市町村民税
- ・事業所税（当該法人の所在地において、事業所税が課されている場合のみ提出してください。）

(10) 団体等の代表者による滞納がないことの誓約書（様式第5号）

対象とする租税

所得税、消費税、地方消費税、固定資産税、市県民税、軽自動車税及び国民健康保険税

(11) 決算関係書類

過去3ヵ年分の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及びその他これらに準ずる書類

新たに設置する法人又は設立初年度の法人にあつては、収支計算書又はこれに準ずる書類

（これらは、指定管理業務に関連する特定の事業のみの書類ではなく、法人全体に係る書類を提出してください。）

(12) 労働条件が確認できる書類

就業規則（賃金規則を含む）、労働基準法第36条に基づく労働条件が確認できる書類又はこれらに準ずる書類

(13) その他必要な書類

4 指定管理者の選定等のスケジュール

内 容	期 日 ・ 期 間
募集要項、業務仕様書等の配布	令和 8 年 9 月 4 日（金）～10 月 2 日（金）
資料の閲覧	令和 8 年 9 月 4 日（金）～10 月 2 日（金）
質問の受付	令和 8 年 9 月 4 日（金）～9 月 15 日（火）
現地説明会	令和 8 年 9 月 14 日（月）
申請書類の受付	令和 8 年 9 月 4 日（金）～10 月 2 日（金）
指定管理者指定審査委員会における選 定審査（プレゼンテーションを含む）	令和 8 年 10 月
指定管理者候補者の決定	令和 8 年 10 月～11 月
指定管理者議会議決	令和 8 年 1 2 月下旬
基本協定及び災害時の協力等に係る 協定締結	令和 9 年 3 月
年度協定締結、業務開始	令和 9 年 4 月

5 資料の閲覧

(1) 閲覧資料

本施設の建物図面、敷地図面、備品等の一覧、その他施設に関する資料

(2) 閲覧場所

社会教育部文化振興課窓口（佐久市役所南棟 3 階）

(3) 閲覧期間

令和 8 年 9 月 4 日（金）から 10 月 2 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（日曜日、土曜日、祝日は除きます）

6 質問事項の受付・回答

(1) 質問受付期間

令和 8 年 9 月 4 日（金）から 9 月 15 日（火）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（日曜日、土曜日、祝日は除きます）

(2) 質問の受付方法

質問書（様式任意）を作成のうえ、郵送、ファックス、電子メールのいずれかにより送付してください。なお、未着を防ぐため、提出後、到着の確認をお願いします。

電話、来訪によるご質問にはお答えできませんのでご注意ください。

(3) 回答方法

回答は、令和 8 年 9 月 28 日（月）までに、公平性を確保するため、佐久市のホームページにおいて公表します。また、社会教育部文化振興課窓口（佐久市役所南棟 3 階）で閲覧できるようにする予定です。なお、質問受付期間を過ぎてからの質問には一切回答しません。

なお、回答は、質問・回答内容のみ公表し、質問者名等は公表しません。

7 現地説明会の開催（希望される団体のみ）

(1) 開催日時

令和8年9月14日（月） 午後1時30分から4時まで

(2) 開催場所

佐久市佐久平センター 会議室

(3) 申込方法

説明会に参加を申し込む団体等は、あらかじめ電話、電子メール等により連絡をしてください。

(4) 申込期限

令和8年9月11日（金）午後5時15分まで（必着）

(5) 留意事項

説明会の当日は、募集要項及び業務仕様書を持参してください。

8 申請書等の受付

(1) 受付期間

令和8年9月4日（金）から10月2日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、祝日を除きます）

(2) 提出方法

社会教育部文化振興課窓口（佐久市役所本庁南棟3階）まで持参又は郵送してください。（令和8年10月2日（金）必着）なお、未着を防ぐため、郵送の場合は、発送後、到着の確認をお願いします。

(3) 提出部数

21部（正本1部、副本20部（副本は写しで構いません））

(4) その他

申請書等の電子ファイルは、佐久市のホームページからダウンロードできます。

9 留意事項

(1) 募集要項等の承諾

申請者は、応募書類の提出をもって、本募集要項及び仕様書等の掲載内容を承諾したものとみなします。

(2) 無効又は失格

次の事項に該当する場合は、申請は無効又は失格となることがあります。

ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。

ウ 申請者が記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。

エ 虚偽の内容が記載されているとき。

オ 収支計画書に記載した指定管理料が佐久市教育委員会の示した上限額以上であるとき。

カ 佐久市教育委員会職員又は佐久市職員及び本件関係者に対して、本件応募について不正な接触の事実が認められたとき。

(3) 申請内容変更の禁止

申請書類等の受付期間終了後の再提出及び差し替えは、原則として認められません。ただし、佐久市教育委員会から、書類の不足及び内容の不備のため、必要に応じ追加資料の提出を求める場合は、この限りではありません。

(4) 申請書類の取扱い

ア 申請書類は返却しません。

イ 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、佐久市教育委員会は、指定管理者の決定の公表等に必要な場合には、事業計画書等の内容が無償で使用できるものとします。

(5) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出してください。

(6) 費用負担

申請に要する経費等は、全て申請者の負担とします。

(7) 情報公開

申請書類は、佐久市情報公開条例（平成 17 年佐久市条例第 15 号）に定める公文書となりますので、開示請求があった場合は原則公開します。ただし、公にすることにより、応募者又は指定管理者の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるもの等、条例上の不開示事由に該当すると認められる場合（部分）は、公開しません。

(8) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応

令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されるに当たり、指定管理者も適格請求書（インボイス）の発行事業者の登録が必要となる場合があります。

また、適格請求書（インボイス）の発行に伴い、発行したインボイスの保存等の新たな事務も発生します。

制度の詳細については、国税庁ホームページの「インボイス制度」をご覧ください。

【5】指定管理者の候補者の選定

1 選定方法

指定管理者の候補者を選定する際の選定方法は、次のとおりです。

(1) 選定機関等

指定管理者の候補者は、「佐久市指定管理者指定審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を経て決定し、その審査結果を参考に、佐久市教育委員会が選定します。

(2) プレゼンテーションの実施

審査委員会において、プレゼンテーションを行っていただきます。日程等の詳細については、

別途調整のうえ、お知らせします。

(3) 選定（採点）

審査点数の平均点の合計が最も高い点数となった者を指定管理者の候補者とします。

但し、審査基準の最低制限（審査基準のうち、「地元企業優先発注」の配点を除いた審査点数の平均点合計が、配点合計に対して6割。自主事業が無い場合は「当該施設における自主事業の実施」の配点も除いた審査点数の平均点合計が、配点合計に対して6割）に満たない場合は選定しません。

(4) 選定結果の通知及び公表等

選定結果については、申請者全員に通知します。また、佐久市のホームページで公表します。

また、指定するための手続きとして佐久市議会に議案として提出し、議決を経て、指定管理者に指定することとなります。

2 選定基準

指定管理者の候補者を選定する際の選定基準は、次のとおりです。

- (1) 事業計画書による本施設の管理運営が住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が当該事業計画書に係る施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理運営に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理運営を安定して行う物的、人的能力を有するものであること。

3 審査基準

指定管理者の候補者を選定する際の審査基準は、次のとおりです。

- (1) 住民の平等利用の確保
 - ① 本施設の管理運営の経営方針
 - ② 本施設の管理運営を行う意欲
 - ③ 本施設を利用する利用者への対応
- (2) 本施設の有効活用及び経費の削減
 - ① 本施設の効果的な活用
 - ② 本施設における自主事業の実施
 - ③ 本施設の管理運営における経費の内容
- (3) 管理の安定性
 - ① 本施設を管理しようとする団体の安定性と継続性
 - ② 本施設の管理運営体制
 - ③ 本施設の施設設備の管理方法、業務の点検方法
 - ④ 本施設を管理運営するための安全対策
- (4) 施設の特事情（施設ごとの特性に応じて設定）
- (5) 地元企業優先発注

① 佐久市地元企業優先発注等に係る実施方針との整合

【6】指定管理者の指定と協定の締結

1 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、佐久市議会の議決を経て、指定管理者に指定することとなります。

2 協定の締結

指定管理者の指定後、佐久市教育委員会と指定管理者との間で協定を締結します。

なお、締結される協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」、年度ごとの指定管理料に係る事項等を定めた「年度協定」及び「災害時の協力等に係る協定」となります。

3 その他

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、佐久市教育委員会は指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

なお、議会の議決が得られなかった場合や否決された場合において、本施設の管理運営の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

- (1) 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。
- (2) 著しく社会的な信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

【7】連絡先・申請書提出先

住 所	〒385-8501 長野県佐久市中込3056番地
担 当	社会教育部文化振興課文化施設係
電話番号	0267-62-5535（直通）
ファックス番号	0267-64-6132
メールアドレス	bunkasinko@city.saku.nagano.jp
ホームページアドレス	https://www.city.saku.nagano.jp